

○柏市交通政策審議会条例施行規則

平成31年 3 月22日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市交通政策審議会条例（平成31年柏市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 柏市交通政策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 条例第4条に規定する部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 第2条第2項及び第3項、第3条並びに前条の規定は、部会について準用する。

(審議会の運営等)

第6条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。